

## 北区経営改革プラン2024（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月26日（金）

意見提出者：7名（内訳）持参・郵送1名、北区ホームページ6名

意見総数：68件

周知方法：北区ニュース（12月20日号）、北区公式ホームページ、経営改革・公共施設再配置推進担当課、  
区政資料室、地域振興室、図書館

提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

### 「経営改革プラン2024」の基本的考え方

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
1	「北区経営改革プラン2024」というタイトルについて、本プランの内容は、要するに「人員や予算を効率的に使います」、「生産性を高めます」というものであるから、「経営」とするよりも「北区行政運営効率化プラン」や「北区行政生産性向上プラン」としたほうが、よりわかりやすいのではないかと。	1	本プランでは持続可能な行財政運営を掲げつつ、新たな視点として公民連携やDX推進などの考え方を取り入れながら、自治体を「経営」していくものと考えています。いただきましたご意見を参考に、今後もわかりやすい表現に努めてまいります。
2	このプランにはデジタル化、DX推進などが盛り込まれているのであるから、このプラン自体をデジタル化、DX化すべき。具体的には、 ・掲載されているグラフや表データにQRコードを付して、最新データにアクセスできるようにするべき（この計画は数年間使うものであるが、掲載されているデータがどんどん古くなるため）。 ・施策ごとに、「さらに詳しい内容についてはこちら」といった記載とともにQRコード等を付し、詳細情報や最新情報にアクセスできるようにするべき。 ・政策ごとに解説動画を作成し、本計画にリンクやQRコードを貼ってその動画にアクセスできるようにするべき。 ・政策ごとに、取組の進捗状況などを整理したウェブページを用意し、それを随時更新していく。さらに、本計画にリンクやQRコードを貼ってそのページにアクセスできるようにするべき。	1	今後のホームページのリニューアルに伴うURLの変更などに伴うリンク切れなど、プランとして取りまとめる冊子に掲載することが適当ではないことから、QRコードの掲載は考えておりません。 各項目の進捗等については、今後ホームページ等でお知らせしてまいります。 いただいたご意見を参考に、今後DXの推進に取り組んでまいります。

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
3	<p>北区基本計画2024の推進のための予算の組み立てと言いながら、人口の減少を見込み、事務事業の見直し、官民の役割分担、デジタル化の推進などを計画立てている。北区基本計画2024では、赤羽、十条、王子などでの再開発事業が政策として掲げられ、タワーマンションがたくさん計画されている。それにも関わらず、人口減少を計画するということは弱者切り捨て政策により、人口再生産できない貧困層がますます増えることを初めから見込んでいるとしか思えない。</p> <p>人口を再生産するには、貧困層の解消という命題があるので、経営改革プランでもそれを第一義に掲げるべきではないのか。貧困は時給の低い公務での仕事でもあり得る。ワーキングプアと言われることで、これを解消することが区としての命題である。よって、人件費を削ることを目的とした事業の民間への委託化は、行うべきではなく、今まで培ってきた公務員としての経験、技能を大切にしたい運営を考えるべきである。同じ仕事を民間に求めるとしたら、同じように費用が掛かることは明らかである。なぜなら、民間委託するにあたり、入札契約事務、また同じ業者が引き継がない場合経験が途絶えてしまう。また経営者が雇用者に払う賃金が安ければ、労働者が簡単にやめてしまい、責任ある業務が行えない場合もある。また民間事業に移行した場合の保険への加入も必要となったり雇用募集のための事務も増える。</p> <p>また再開発は全区民の要望ではなく、一部の人の利権でしかない事業のために、公共の福祉的事業が民間委託化されることには納得できない。本来は福祉的事業こそ、公共が高い責任制を持って行う事業であり、それを放棄することは許されない。</p> <p>また食の継続性への支援も必要であり、第一次産業への消費者としての自治体は生産地と消費者の連携という観点から支援することが必要である。米の不作の時も、普段から連携している生産地との連携で、北区民は米に困らないというメリットもある。また区民が農業に触れる機会を増やし、農地の繁忙期への労働力の提供という面でもメリットがある。</p>	1	<p>将来的な人口減少・財政縮小に対応していくためにも経営改革プランの取組みは重要と考えます。DXなど新たな社会の変化に対応するためにも、専門の外部人材や民間のノウハウを活用することにより、区民サービスの向上につながるものと考えます。</p> <p>委託の発注においては、ご指摘のとおり、適正な価格とそれともなう適正な負担とのバランスを考えながら、効果的・効率的な制度を検討していきます。また、事業者の交代による事業継承については、区が責任を持って管理・監督する必要があると認識しております。</p> <p>その他のご意見につきましては、「北区経営改革プラン2024（案）」に関連したものではないため、ご意見として承りました。</p>

1 協働と連携による課題解決と魅力向上

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
4	<p>1-1(2) 公民連携によるまちづくりの推進(p25)</p> <p>○公民連携、とりわけまちづくりに関する最近の制度には、“関係者による協議会方式”“住民提案制度”が採り入れられる潮流がある。他自治体の先行事例を検証し、多くの区民意見を元に連携が進むような協議会・ワークショップ・区民提案などの方式を用いて頂きたい。特にワークショップでは、CG や模型を用いるなど、参加者がわかりやすく学習効果も上がるような手法を期待する。</p> <p>○公民連携によるまちづくり手法の前提として、自治基本条例（まちづくり条例）が必要不可欠である。本条例は、区民がまちづくりに参加する具体的な方法を提示し、参加した成果がどのように反映していくのかの道筋を示すことにより、区民・行政等の役割分担の明確化と、区民参加意欲の増大を図ることを目的としている。これまで世田谷区や杉並区の区民参加の場によく参加しているが、先進的な取り組みが多い。これは区がまちづくり条例を持っており、区民参加や各種連携・調整の基本的な枠組みが条例で担保されているからこそ実現しているものである。</p>	1	<p>まちづくりにおける各段階で、まちづくりを担う多様な主体の参画を促し、各主体が連携・情報共有することで、まちづくりの実践等を行うことができる手法の検討とともに体制づくりの推進を図ります。</p>
5	<p>1-1(9) 公民連携による避難行動要支援者支援の実施(p29)</p> <p>○避難行動要支援者に関する支援施策はこれまで明確化が不十分だったうえに、個人情報保護や直接避難による集中を恐れて福祉避難所の場所を非公開にしてきたという経緯で、防災活動を行っている人でさえも知らないことがかなり多い。</p> <p>最低限の避難行動要支援者支援は、近隣住民による助けで誰一人取り残されず命を守ることであり、そのためには福祉避難所への避難の方法を含む、避難行動要支援者の支援方法を全区民に周知徹底する必要がある。</p> <p>○避難行動要支援者支援は、「誰一人取り残さない避難」にとどまらず、一命をとりとめた後の関連死の防止や生活再建までが含まれる。この段階の公民連携として、避難所での安全衛生、心のケア、被災した住宅の復旧などで、専門家・職能団体・ボランティアとの連携が有効であるため、避難後の支援までを含めた内容の追加を求めたい。</p>	1	<p>経営改革プランにおいては、公民連携で推進していく施策の一つとして、「避難行動要支援者支援」を上げさせていただいております。</p> <p>要支援者の避難の方法を含む支援方法の周知や避難後の要支援者への支援などの具体的な取り組みについては、「北区地域防災計画」や「北区大規模水害避難行動支援計画」を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
6	<p>1-2(1) 政策提案協働事業制度の見直しと拡充(p31)</p> <p>○政策提案協働事業の対象団体の拡充として、協働事業の充実化かつ多様化のために、JV方式や実行委員会方式のような複数団体の共同提案を認めて頂きたい。2015～16年に北区道路公園課とNPO法人あらかわ学会で政策提案協働事業を実施した際に、NPO法人あらかわ学会は北区を中心に活動する団体ではないため、地域密着型の区内2団体を協力団体として巻き込むことで事業を成功させることができたが、本来は3団体のJVの方が事業を進めやすかった。また、昨年11月のイベントを機に発足した「荒川流域防災住民ネットワーク」も内容的には区との協働の必要性が高い事業であるが、実行委員会方式であるが故に対象外となってしまう。</p> <p>○地域づくり応援団事業における補助上限の見直しについては、補助総額が減る方向の見直しはしないで頂きたい。具体的には以下の見直しが望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円上限事業は応募・採択件数が多いため、現状維持する。</li> <li>・20万円上限事業は応募が減少傾向のため、採択も減る傾向にある。この応募条件や申請書のボリュームをもっと緩和して応募しやすくし、それとセットで上限額と採択数を見直す。</li> </ul>	1	<p>政策提案協働事業の対象団体の拡充については、これまでの実施状況を検証するとともに、さまざまな団体との連携のあり方を含め、対象団体を検討してまいります。</p> <p>また、地域づくり応援団事業の補助上限の見直しについては、申請状況の推移や選定事業の実績を鑑み、助成額を検討してまいります。</p>
7	<p>1-2(8) 協働・連携による魅力ある公園・水辺空間づくり(p33)</p> <p>○荒川緑地の「北区・子どもの水辺」は「水辺の楽校」に登録されており、教育委員会や岩淵小学校・第四岩淵小学校などの協力も得て、地域ボランティアが中心となって協議会方式で維持運営を行っている場所である。こちらに指定管理者が入ってきた際には、協議会の定例会に参加してもらうよう依頼し、現在は指定管理者を含めた協働・連携がうまくいっている。荒川緑地における指定管理者制度の拡大にあっては、子どもの水辺協議会をモデルとして検討して頂きたい。</p>	1	<p>荒川緑地一帯の管理運営は、すべて指定管理者で行っています。今後、緑地公園の拡張や新規整備などがあつた際は、地域の皆様との協働・連携が図られるよう、これまでと同様の仕組みを継続するよう検討してまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
8	<p>p34の「1-3(2) 町会・自治会活動への支援のあり方」の検討について「町会・自治会の担い手不足の解消、若い世代の加入促進、補助制度など、町会・自治会の特性やニーズにあわせた支援のあり方を検討します」との記載があるが、本当にその気があるのなら、区から自治会への仕事の押し付けはすべて止めるべきである。特に地区ごとに設置されている「自治会連合会」を通じた仕事の押し付けや、意味のない仕事の温存が悪質である。自治会は必要な団体であるが、現状の自治会連合会は百害あって一利なしの組織であり、区内の全ての自治会連合会を廃止するべき。</p> <p>また、地区ごとに設置されている、青少年地区委員会と北区赤十字奉仕団地区分団も、自治会に仕事を丸投げするだけの団体になっているので解散するべきである。最低でも自治会への仕事の依頼（という名の押し付け）はすべて止めるべきである。</p>	1	<p>町会・自治会は、地域に住む方々によって自主的に組織された団体で、住民の生活環境の向上を目指しており、まつりやイベント、防犯・防災活動、高齢者の見守りなどの自主的な活動を通じて、行政や他団体（学校、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）と協働しながら、さまざまな地域課題の解決に取り組まれています。</p> <p>また、地域の諸課題には、単一町会・自治会だけでは解決が困難なケースもあり、近隣町会・自治会で連合組織を形成し、広範囲かつ横断的な活動を行っております。</p> <p>区では、地域コミュニティの活性化を図るため、町会・自治会をはじめ、青少年地区委員会や赤十字奉仕団地区分団などの活動を支援しており、支援のあり方を検討する際には、各団体のご理解を得ながら進めてまいります。</p>
9	<p>町会・自治会は、町会長とその周辺の幹部の代表する意見でしかなく、そこに全面依存したこれまでの区の情報収集、提供は一般住民と乖離し、地域のきずなを破壊している。</p>	1	<p>区では、町会・自治会など、さまざまな団体が連携して地域課題に取り組み、地域のきずなが育まれるよう支援しております。地域コミュニティの核となる北区町会自治会連合会と区長が意見交換を行う「きずなトーク」のほか、一般個人から区政に関する意向を継続的に収集し、行政の円滑な運営に資するとともに、行政への住民参加を推進することを目的とする「区政モニター制度」も設けており、様々な層からのご意見を区政に反映させております。</p> <p>他にも、区長へのはがき、区公式ホームページのお問い合わせ機能、北区ニュースやパブリックコメント等を活用し、区民の方から広くご意見を募り、各課の運営に反映させております。</p> <p>区ではこれからも様々なご意見聴取の場を通じてご意見を募り、区政に反映できるよう努めてまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
10	<p>町会・自治会が実質的に区の下部組織となっている状態を改めるべきだ。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>町会・自治会は、地域住民の自主・自立的な運営によって活動する組織であり、多様化する社会のニーズに対して、区と対等なパートナーシップの下、相互に協力・連携して課題解決に取り組んでいただいております。引き続き、町会・自治会をはじめ、さまざまな団体が連携して地域課題に取り組み、地域のきずなが育まれるよう支援してまいります。 【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
11	<p>p35の「1-4 区政情報の発信や区民参画を推進します」について 北区のHPには区民からの意見等を受け付けるフォームがあるものの、実際にどのような意見が寄せられ、それに対して北区がどのように対応したかについての情報は極めて少ない。北区HPでは、「区民の声」として、寄せられた意見の一部が掲載されているものの、月あたり数件しか掲載されておらず、実質的に無いのと等しい。これに対し他の区では、港区のように、区民から寄せられた意見に対し詳細な対応結果を掲載している例もある。2023年7月～9月の事例で港区が掲載している区民からの意見及びその対応件数が416件であるのに対し、北区はなんとわずか3件である。これでは北区は区民からの声を聴く意志が無いと判断せざるを得ない。「区民参画を推進します」どころか、逆に、区民の参画を排除しますと宣言しているに等しい。 以上を踏まえ、「年度別計画」の部分に「⑦区民からの意見及びそれに対する区の対応結果を月100件以上HPに掲載する」といった趣旨の項目を追記すべきである。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区では、お問い合わせフォームで寄せられた意見・提案等について、区政の透明性を高めるとともに、区政に対する区民の理解を促進し、区民参加による区政運営の推進に資することを目的として、「東京都北区区民の声の公表に関する取扱要綱」を定め、対応結果及び考え方を公表しております。 現在、区民から寄せられるご意見は、上記要綱第2条「区民の声を公表する場合の基準」を満たさないものが多く、特に第2条（4）「個別対応を必要とするものでないこと。」の規定に抵触するものが多いため、掲載の判断に至るものが少ない現状がございます。区としましては公表の基準について直ちに見直すことは考えておりませんが、今回のご意見について区政運営の参考とさせていただきます。 【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
12	<p>1-4 区政情報の発信や区民参画を推進します(p35) ○現行の経営改革プランには「パブリックコメントの実施」があるが、本案では項目自体が削除された。パブリックコメントは区民が区政に参画する重要な手段の1つであり、これを項目自体削除してしまうことは認められない。現行プランには、指標（目標値）に実施回数と区民意見件数が上げられており、この目標値のアップは今後も目指していくべきである。</p>	1	<p>パブリックコメントにつきましては、これまで経営改革プランの項目に掲載してきましたが、区として一定の取り組みがなされていることから、プラン掲載の役割は完了したものと考えています。今後もパブリックコメントを実施し、指標（目標値）や実施回数、区民意見件数は把握してまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
13	<p>区のパブリックコメント制度が準拠すべき国の行政手続法では、意見を公表するに当たり、要約する事も認められているが、その場合は、元の意見全文を公開する様に定められ行われている。区も条例を改正し、別途意見全文を公開する様、条例改正すべきだ。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>パブリックコメントの結果公表の際には、パブリックコメントでいただいたご意見を区民の皆様にわかりやすくお示しするため、ご意見の主旨を十分踏まえたうえで要旨や類似意見を整理し、区の方考え方をまとめてお示ししております。 【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
14	<p>電子データで出されたパブリックコメントに比べ、手書きで出されたものは電子データ化の手を抜くため大胆な「要約」、「集約」が行われ、もとのニュアンスが消えたり、時に意味不明な文章となっていることもあるのでまず全文を電子データ化した後に要約すべきである。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	
15	<p>p36の「1-4(3) オープンデータの整備拡充と利活用」について 北区議会のHPでは議事録が公開されているものの、会議が行われてから議事録が公開されるまで数か月以上要しており、区民に対する情報提供として著しく不適切である。最低でも1週間程度で掲載されるようにすべき。そこで、「すべての区議会の議事録を1週間以内に掲載します」といった趣旨の項目を追記すべきである。 また、議会中継に関しては、議事録よりは早く公開されるものの閲覧できるのが本会議のみに限定されており、区民に議会を見てもらおうという意思が無いのかとすら思える。そこで、「すべての区議会の映像を生中継及び録画で閲覧できるようにします」といった趣旨の項目を追記すべきである。【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>いただいたご意見については、議会に伝えてまいります。 【基本計画 2024（案）と同回答】</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
16	<p>1-4(4) 審議会への公募委員の登用(p36)</p> <p>○現行プランでは「公募委員のいる審議会数÷審議会数×100」と「公募委員数÷審議会委員数×100」の2種類の指標（目標値）が併用されている。「公募委員のいる審議会数÷審議会数×100」のみにすると、審議会の中に最低1人公募委員がいるだけで値が上昇し、見かけ上審議会への参加が進んでいるように見えかねない。公募委員数自体を増やすことも必要であり、指標は現行プラン通り、両者併用とすべきである。</p> <p>（「公募委員数÷審議会委員数×100」は、経営改革プランを初めて策定した2000年代に私がパブコメで提案した指標で、以来採用され続けてきた。）</p>	1	<p>ご指摘のとおり、代表的な「公募委員のいる審議会数÷審議会数×100」のみを掲載していましたが、「公募委員数÷審議会委員数×100」もあわせて記載いたします。</p>
17	<p>区民・住民目線での情報提供を行い、区民・住民が必要情報として認識できる様にする事が区民・住民参加を促進。</p> <p>【基本計画2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区民が必要とする情報を「わかりやすく」届けられるよう、情報発信に関するルールやマニュアルの整備を図ります。</p> <p>【基本計画2024（案）と同回答】</p>
18	<p>まちづくり基本条例、住民参加条例、自治基本条例などの制定（改正）により、広く一般の市民活動団体、個人が参加でき、意見表明、反映、決定するラウンドテーブルの様な場を作ることを義務づける必要がある</p> <p>【基本計画2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区では、パブリックコメントをはじめ、一般個人が公募にて参加できる区政モニター制度や公園設置等の際のワークショップの開催、計画策定時の意見交換会・広聴会の実施など、多くの区民が区政に参画する機会の提供に努めており、近年はWEB会議などの利用にも取り組んでいます。</p> <p>今後も、条例に拠らず、区民の皆さまが区政を身近に感じ、気軽に区政に参画できるような取組みを進めてまいります。</p> <p>【基本計画2024（案）と同回答】</p>
19	<p>呼び込みをしながら情報提供、意見収集を行うプッシュ型活動を、1週間程度商店街の空や店舗を借りて定期的に行ない住民参加の敷居を低くする必要があります</p>	1	<p>策定の過程において情報の公開や、区民のみなさまからのご意見をいただくことは重要だと考えています。今回は北区ニュースや公式ホームページにて周知しましたが、今後も周知方法については改善を検討してまいります。</p>
20	<p>発意、計画立案時から住民へ透明度の高い、十分な情報提供・説明を行うことで都市政策が住民に身近なものになり、まちづくりに主体として参画し、多様な主体間の信頼醸成・十分な合意形成が図れるようになる</p> <p>【基本計画2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>まちづくり事業の実施にあたっては、権利者をはじめ地域住民の方々の理解をできる限り得られるよう、これまで丁寧にご説明等、対応を図ってきているところです。引き続き、計画策定過程からの区民参画など、区民の皆様との協働のまちづくりを推進してまいります。【基本計画2024（案）と同回答】</p>



No	意見（要旨）	件数	区の考え方
21	<p>区民参画への区民意識改革の支援、子供の頃からの教育が必要、重要でこれらは区ができる事である。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区では広聴事業の一つとして「小学生との区政を話し合う会」「中学生モニター」「高校生モニター」を設け、若い世代からの意見・要望・提案を区政運営に反映することを目的として実施しております。</p> <p>会議参加者は設定されたテーマに対する答えを班で考え、意見をまとめ、区長を始めとする区関係者に提案（発表）を行う活動を通して、地域の構成員としての自覚や区政への興味・関心を持ち、参加者が地域社会に参加する契機としております。</p> <p>また、（仮称）北区子どもの権利と幸せに関する条例の制定を機に、子どもが意見表明などの権利の主体として自覚を持つことができるよう、子どもの権利保障にかかる普及啓発の取組みを実施してまいります。</p> <p>【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
22	<p>各種審議会の学識者委員だけでも男女半々に。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>区では、令和2年3月策定の北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）において、審議会等の女性委員の割合を40%とすることを目標に掲げ、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できる環境・意識づくりを推進しています。また、令和4年度には、この数値目標の達成に向け、庁内全部署あてに審議会等委員の委員構成方針を示し、審議会等の女性委員の登用を推進しているところです。</p> <p>区の施策の各分野に男女共同参画の視点を反映させるため、引き続き、審議会等の女性委員のさらなる登用に向け積極的に取り組んでまいります。</p> <p>【基本計画 2024（案）と同回答】</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
23	板橋区のように各種審議会資料の紙ベースで図書館で公開を。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	区では、附属機関等の会議の公開基準を定めており、附属機関等の事務局は会議概要を閲覧に供し、特に必要なものは北区ニュース及びホームページで公表することとしております。なお、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこととしております。 【基本計画 2024（案）と同回答】
24	条例を改正して、板橋区のように各種審議会議事録の意見毎に発信者名を載せるべきだ。	1	
25	団体推薦の審議会委員は、その団体の意向として発言をしているのだから、各種審議会議事録、議事要旨の発言ごとに発言者団体がわかる様にするべき。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	
26	無作為抽出による審議会委員選出で幅広い区民参画を。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	審議会委員構成につきましては、幅広いご意見をいただくためにも、それぞれの行政分野に精通する区内の団体や公募委員など、さまざまな方を選出しています。 いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 【基本計画 2024（案）と同回答】

## 2 未来を見据えた柔軟で持続可能な行財政システムの確立

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
27	2-1(5) 新しい会議スタイル（会議運営）や職員間コミュニケーションの充実(p38) ○会議やコミュニケーションツールは職員間にとどまらず、以下のようなオンライン会議環境の整備推進を要望したい。 ・審議会・委員会・議会等のオンラインハイブリッド形式の導入 ・区の主催する住民説明会やワークショップ等でのオンラインの活用 ・区民が自主的に開催する講習会や集会等でオンラインの活用を可能とする、区民施設への ICT 環境（高速 Wifi 環境）の整備 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	コロナ禍を契機に、オンライン形式での審議会や会議等については、適宜実施しており、一部の審議会や説明会については対面形式での参加とオンライン参加のハイブリット形式で実施しています。引き続き区民の皆さまが参加しやすい会議としてオンライン会議も含めて開催してまいります。また、区民施設における ICT 環境として、令和3年度～5年度にかけて北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館に、Wi-Fi 環境を整備いたしました。元気ぷらざでは、令和6年度に Wi-Fi 環境の整備を予定しております。ふれあい館・コミュニティアリーナでは、令和6年度から集会室にモバイル Wi-Fi の無償貸出しを予定しております。 なお、委員会や議会等、区議会に関する事項は、北区議会で決定する事項でございますので、本プランに記載する予定はありません。 【基本計画 2024（案）と同回答】

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
28	<p>2-2(1) 寄附の活用（ふるさと納税・クラウドファンディング※）(p42)</p> <p>○ふるさと納税の寄付メニューは、まちづくり、水防、協働推進、自然環境保全など分野別施策に対して集めるようにし、返礼品も分野に対応した参加・体験型のものにすると、北区の観光活性化にもつながりよいのではないかと考える。</p> <p>○クラウドファンディングは芥川龍之介記念館だけでなく、収入が見込まれる「渋沢栄一翁」のイベント等のプロジェクトや、「鉄道のまち北区」関連プロジェクト（旧北王子支線線跡地遊歩道の整備等）をテーマにすると、全国からの寄付が期待できるのではないかと考える。さらに、プロジェクトに寄付者自らが参加し、利益を享受できる仕組みをつくることで、寄付を増やすポイントになると考える。</p>	1	<p>全国から応援頂けるような寄附メニューの検討を重ねてまいります。</p> <p>また、返礼品については、ふるさと納税制度の改正にあわせるとともに、区の魅力発信に寄与するといった視点や、参加・体験型のメニューも含めて検討しています。</p> <p>クラウドファンディングについては、現在、（仮称）芥川龍之介記念館の資料購入や新一万円札カウントダウンプロジェクトにおいて活用する予定です。今後、他の施策につきましてもクラウドファンディングの活用を検討するとともに寄附を増やす仕組みづくりについて検討してまいります。</p>
29	<p>p43の「2-2(3) 補助金等の積極的な活用」について</p> <p>赤羽駅東口の北区指定喫煙所の建設費用に関し、この喫煙所が受動喫煙を抑制できない欠陥品であることを理由に、当初予定していた東京都からの補助金が得られなかったことについて、区はほとんど情報を公開していない。予定していた収入が得られず区民に損害を与えることになったのみならず、この欠陥喫煙所は今も改修されずに使われ続けているのであるから、この件を総括して、プレスリリース等を通じて区民に対して謝罪すべき。</p>	1	<p>路上喫煙対策や受動喫煙対策等、各所管課が関連法令等に基づいて取組みに努めております。本計画の記載に関するご意見ではありませんので、記載内容等は変更いたしません。いただいた具体的な取組みに関するご意見は各所管課へ情報提供させていただきます。</p>
30	<p>p45「2-2(7) 使用料・手数料などの受益者負担の適正化」について</p> <p>学校施設を利用する場合には、北区規則に基づいて申請及び使用料の納付が必要であるはずだが、未申請・未納付で利用している事例がある（例えば、赤羽小学校の校庭を使用して地元商店街が開催している「赤羽納涼フェスタ」）ので、未申請・未納付での利用が判明した場合には当該団体のその後の利用を認めないなど厳しい対応をするべきである。また未申請・未納付での利用を黙認した学校・北区関係者を厳しく処分するべきである。</p> <p>以上を踏まえ、「申請手続の順守や利用料納付を徹底する」といった趣旨の記載を追記するべき。</p>	1	<p>この項目では、区立施設における使用料・手数料の設定が適正か否かについて、定期的な見直し・検討を実施することに言及しているものであり、お示し頂いた事例をもって直ちに、「申請手続の順守や利用料納付を徹底する」といった趣旨を記載することは適切でないと考えます。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
31	<p>2-3(6) NPO・ボランティアぷらざの機能検討(p48)</p> <p>○現在、協働地域づくり推進事業に係る支援や事務は地域振興課が行っているが、本来は、NPO・市民団体の支援はNPO・ボランティアぷらざの役割であるとする。協働事業の支援事務は地域振興課から移行し、地域振興課は町会・自治会等の地縁団体を主体とした支援に回るなど、役割分担が必要である。</p> <p>○大規模災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げてよそ者と地域ニーズをマッチングすることになるが、よそ者の支援が地域住民を元気づけ、地域のきずなを一層深めていることが多い。また、普段からオンラインによる遠隔とのコミュニケーションが容易な時代が到来した。NPO・ボランティアぷらざの機能強化の一環として、平時から遠隔との連携や受援力構築も視野に入れた取り組みを進めて頂きたい。</p> <p>【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>NPO・ボランティアぷらざは、さまざまなNPO・ボランティア活動の促進及び支援を行っております。今後は、社会の変化に対応する中間支援組織として、NPO・ボランティアぷらざの機能強化や役割の明確化を検討してまいります。</p> <p>また、大規模災害時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営にあたっては、区、市民活動推進機構、社会福祉協議会が協働で担うこととしており、令和5年7月には、この三者に東京青年会議所を加えた「災害時等における協力体制に関する協定」を締結し、この活動のさらなる強化を図ったところです。</p> <p>こうしたことを踏まえ、市民活動推進機構が運営するNPOボランティアぷらざの機能強化に向けて、他団体との連携のあり方や役割の明確化を含め検討してまいります。</p> <p>【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
32	<p>SDGsが備える包括的な視点を使い、問題を的確に分析し、課題解決の際に生じる相乗効果や負の影響も考慮する事で各課の施策のつながりを意識した政策策定するべきだ。</p> <p>【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>北区基本計画 2024（案）では、理念や基本目標などにおいて、一部SDGsの考え方を取り入れてはおりますが、SDGsを施策等の分類のために用いているものではありません。一方で、施策間の繋がり等、横断的に施策を推進することや検証することは重要だと考えています。施策評価や事業検証にあたっての参考とさせていただきます。【基本計画 2024（案）と同回答】</p> <p>また、本プランの推進にあたっては、SDGsの視点も踏まえ、未来を見据えた柔軟で持続可能な行財政運営に努めてまいります。</p>
33	<p>祝祭日や、夜間も開いている区施設という図書館の性質を活用し、区政資料室と同等以上の情報提供公開を。</p>	1	<p>行政情報の公開については、各部署の設置目的に応じて閲覧に供しているところです。図書館においては行政刊行物を主として収集・保存・公開するとともに、いただいたご意見を参考に今後も図書館の利便性向上に努めてまいります。</p>

### 3 社会の変化に対応した行政サービスの提供

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
34	<p>不法投棄やタバコのポイ捨て、不審者情報などを、アプリやメールを利用して即座に通報できる仕組みを導入すべき。「きた DX 推進方針」のパブコメでは同趣旨の意見に対し、「具体的な事業に関しましては、区の情報化基本計画の改定の際に検討させていただきます。」と返答されているが、北区基本計画 2024（案）には記載がなかった。なので、北区経営改革プランに盛り込むべき。なお、ポイ捨てなどを通報することで悪質事例の多い場所の把握や警告の発出などをするために必要なものであり、ごみ拾い SNS「ピリカ」とは用途目的が大きく異なり代用することはできない。</p> <p>【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>「情報化基本計画」と「北区基本計画 2024」は別の計画です。「北区情報化基本計画」につきましては、上位計画等との整合を図るため、令和 6 年度に改定する予定です。なお、具体的な事業とは情報化に関する事業となりますので、例えば、通報システムとして記載した場合、様々な通報が考えられます。個別の事例として「不法投棄やタバコのポイ捨て等」を記載するかは未定です。</p> <p>【基本計画 2024（案）と同回答】</p>
35	<p>DX はウラで事務等作業の効率化を支えるもので、それに区民を合わせさせたり、不効率になるのは本末転倒である。</p>	1	<p>DX は様々な分野がございますが北区が取組む公共分野の DX としてはデジタルを活用した変革として新たな住民サービスの提供も範囲としていることから本プランにおいても対象と考えております。北区の行う DX に区民が合わせるのではなく、DX によって新しい行政サービスなどが提供されることで、区民の選択肢が増えたり、区民が求める行政サービスを効率よく提供できるようになるものと考えております。</p>
36	<p>p60 の「3-2(4) 魅力ある公園づくり」について 残念ながら、北区の公園では北区のルールに違反して喫煙する者が非常に多い。これは「魅力ある公園」に反する行為であるので、「巡回等により園内禁煙ルールの実効性を確保し魅力ある公園づくりを推進します。」といった趣旨の記載を追記すべき。</p>	1	<p>北区経営改革プランは、区民のニーズに応えることのできる区政の実現に向けて、より効率的・効果的な行財政運営を行い、継続的に必要な施策・事業を実施できるようまとめるものです。公園の管理運営に対する意見につきましては、指定管理者と検討・協議するなど、適正な公園管理に努めてまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
37	<p>P62 ☆3-2(11) 児童発達支援センター事業の外部委託について</p> <p>兄弟ともに児発支援センターにお世話になりました。さくらんぼ園、民間療育のどちらも利用経験があります。兄の時はさくらんぼ園と幼稚園の併用が可能な時代で、身辺自立面を繰り返しアプローチしてもらったおかげで、準備をする、着替えをする、ふろしき包みをする等すんなりできるようになっており、年長から通いはじめた幼稚園では「集団に慣れる」「他者とのコミュニケーション経験を積む」ということに注力できました。抵抗感の強かった小学校支援級も同じく、最初から「慣れる」ことに注力していったため、現在は毎日前向きに通うことができます。小学校の支援級の現状は、支援級といえども先生方も手がたりておらず、課題にとりくむことができていない生徒がいても（集団の流れに乗れていなくても）周囲に迷惑になっていない状況であればそのままにしておくこともある、というのが現実としてある印象です。障害を持つ子供の増加により、対応の幅を一般社会に広げていく動きもあるようですが、インクルーシブという言葉がはやりのように出回ることに危機感を感じています。支援級がある学校でも、先生方が授業内容の他に療育的な面を指導していくというのは、北区の小学校の現状としてあまりにも非現実的かと思われまます。民間委託によってまた児発支援センターもかわるかと思いますが、支援を必要とする子供たちが本当に必要な形で受けられる（併用の再開など）ことが、次のステップの小学校生活をスムーズにスタートさせることにつながり、スムーズなスタートは教員不足が深刻な小学校の先生方のメンタルにも大きく影響してくると感じているため、民間委託も含めた児発支援センターの運用の仕方については、利用者の声をきちんと聞き取って議論をすすめていただけると嬉しいなと思っています。</p>	1	<p>児童発達支援センターを利用される未就学の子どもたちは、一人ひとり障害や発達特性、発達状況が異なります。支援の方法も違いますが様々な療育技術を取り入れ、ご意見がありましたとおり、日常生活につながる基本動作並びに他児や職員との関わりを通じたコミュニケーション力を育む等を目的として、これまで療育支援を提供してきました。</p> <p>民間活力を導入し、提供する現行サービスの拡大（療育時間の延長や併用の再開等）を検討していくことで、子どもの障害や発達の課題に悩んでいる区民の方々にとって利用しやすい児童発達支援センターを目指して進めていきたいと考えています。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
38	<p>☆3-2(11) 児童発達支援センター事業の外部委託について 母子（父子）通園制度と併用制度を是非見直して頂きたい。 以前さくらんぼ園でお世話になりました。当時のさくらんぼ園は、母子（父子）通園で保育園（幼稚園）との併用が可能でした。仕事と通園のやりくりが本当に大変でしたが、共通の悩みを持つ親が集える場所で障害児子育ての悩みを発散できたことや痾癩時の様子を先生方に見ていただき、その場で一緒に対応策を考えたり、相談ができた貴重な時間でした。週1回でしたが、母子通園をする中で先生方には戦友のような感情を持ったことを覚えています。保育園と併用できたことにより、生活面の成長と集団行動の両方を経験できました。障害児を育てる中で、就学問題という第一関門があります。就学先の情報（支援級、支援学校等々）を得るためには異年齢の保護者とのつながりが重要と感じ、さくらんぼ園は自然と異年齢の保護者と関係が作れる場所でもあると実感しています。障害児の親の孤立を防ぐためにもよろしくお願ひします。</p>	1	<p>ご意見がありました母子（父子）通園並びに保育園、幼稚園との併用利用につきましては、以前のさくらんぼ園の利用形態でありました。時代と共に保護者の就労が拡大する中で旧態依然の取り組みが見直され、令和3年4月より児童発達支援センターへ移行する際に集団療育のクラス編成が再編され、通所形態は現行の仕組みとなりました。</p> <p>現行でのサービスを提供するにあたり、定期的に保護者が集う会や親の会等への参加機会を増やしたり、土曜療育の実施、講演会への参加提供等を行っています。また、保育所等訪問支援の利用を通じて、保育園や幼稚園等へ訪問し、支援の共有や指導の助言を行っています。</p> <p>承りましたご意見に関しましては、外部化を進めていく中で保護者の皆様に対して子育て相談や障害の理解・啓発等の支援のさらなる充実を検討していきたいと考えています。</p>
39	<p>p63の「3-2(12) 選挙事務の外部委託の推進」について 北区は、選挙立会人等の推薦を自治会に対しノルマのごとく押し付けており、希望者の少ない選挙立会人の擁立に自治会が大変難儀している。このようなノルマ押し付けはやめるべきである。そこで、「選挙立会人等の推薦を自治会に対して要請することは止め、選挙事務にともなう派遣スタッフの活用を推進します。」といった趣旨の記載を追記するべき。</p>	1	<p>投票立会人は、公益の代表として投票事務を監視し、公正を確保する役割があり、投票管理者とともに重要な役割を担っています。</p> <p>投票立会人は、近年の法改正により、各投票区の選挙人名簿に登録されていなくても選挙権を有する方であれば従事できるようになりましたが、北区では役割の重要性を鑑みて、明るい選挙推進委員を通じて、地域ごとに信頼できる方をご推薦いただいております。</p> <p>ただし、立会人の負担が大きいというご意見はいただいております。現在、立会人の負担の軽減方法を検討しているところです。</p> <p>派遣スタッフについては、投票用紙交付、名簿対象、案内など一般選挙事務を担当しています。引き続き、立会人、派遣スタッフ、区職員で役割分担しながら投票所の円滑な運営を担っていただきたいと思います。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
40	区立公園へのPFIや指定管理者制度を導入拡充することのだが、現在の赤羽公園にはルール違反の喫煙者が大量にいるにもかかわらず注意する人はおらず、それどころか北区から園内の清掃業務を委託されている関係者がルール違反の喫煙をしているという惨状である。ついては、赤羽公園にPFIや指定管理者を導入し、管理人を常駐させて喫煙者を徹底的に取り締まるべき。	1	一部の公園や児童遊園では指定管理者制度を導入し、巡視・巡回の頻度を高め、園内における喫煙者に口頭注意するなどの対応を始めており、今後、対象公園等の拡大を図る中で、区民の皆様の満足度を向上させていきます。
41	民間委託では維持管理費がかからないか、低額である間だけの「食い逃げ」をされない様、将来の維持管理、修理、建替費用を均等割で出し、物価上昇も加味して、委託業者から徴収すべきである。	1	指定管理者制度においては、期間を決めて、選定、区議会の議決を経て、区施設の管理運営や軽度の維持修繕を指定管理者に委任しています。施設は区の所有財産であることから、原則として大規模な修繕や建替費用は区が担うものと考えます。

#### 4 公共施設マネジメントの推進

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
42	4-1(1) 学校施設跡地の有効活用(p65) 4-1(2) 遊休地・遊休施設の有効活用・処分(p65) ○ 学校施設跡地や遊休地・遊休施設は、まちづくり上の重要な資源である。行財政の視点のみならず、跡地と周辺のまちづくりを視野に入れた利活用が必要であり、地区計画を定めて都市計画に位置付けることが有効と考える。「北区都市計画マスタープラン」では地区計画制度の導入を推奨しており、「北区学校施設跡地利活用指針」でも跡地周辺をはじめとするまちづくりに資する利活用を図ることとされているため、具体的な手法として是非検討願いたい。	1	学校施設跡地の利活用にあたっては、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるとの考えを基本に、北区基本計画の実現のための利活用、学校改築をはじめとする基本計画実現のための資源調達としての活用、地域のまちづくりの推進に寄与する利活用という観点から検討を行い、利活用計画を策定します。これまでの学校施設跡地の利活用の事例では、利活用計画を策定後、具体的な事業を進めるに際し、地区計画に位置付けた事例もございます。遊休地・遊休施設についても地区計画を考慮しながら、利活用方針を決定し有効に活用してまいります。
43	旧志茂保育園について、処分により民間に売却された場合、木密解消に寄与する施設になるのか？また土地が小分けにされて狭小住宅が立ち並ぶ状態にならないか？	1	本地域は、密集事業地区として、老朽住宅等の建替えと身近な公園・道路の整備等を促進することにより、住環境の改善と、防災性の向上などを行っています。 また、本地域が防災街区整備地区計画区域にあることから、新たに建物を建築する場合は耐火、準耐火建築物などの制限、また、敷地面積の最低限度の確保などの制限があります。



No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
44	<p>なでしこ小学校増築が検討されている通り地域課題として子供の居場所不足がある。こども図書館としての検討はしてもらえないか？</p>	1	<p>北区の地区図書館は、1977年から2001年にかけて整備され、中央図書館郎移転に伴う統廃合を経て現在の状況となっています。集合住宅の建設の際に施設の提供を受けた赤羽北図書館と東田端図書館を除いてふれあい館等との複合施設として配置されました。</p> <p>現在、図書館を新設する計画はありませんが、いただいたご意見を参考に図書館の改築の際は、配置を含めたあり方について「北区公共施設等総合管理計画」等に基づき、関係部署と協議をし、今後も図書館の利便性向上に努めてまいります。</p>
45	<p>当該地域は図書館から1km圏内に含まれていない唯一の場所であるが、なぜ図書館化を検討しないのか？</p>	1	
46	<p>p66の「4-1(5) 学校施設の地域開放」について</p> <p>学校施設を利用する際には「学校内での喫煙や水分補給以外の飲食は禁止」であるはずなのににもかかわらず、飲食している事例が散見され、北区職員が飲酒が黙認している例すらある。このような規則違反はげつたに認めるべきではなく、また、規則違反を黙認した学校・北区関係者を厳しく処分するべきである。</p> <p>以上を踏まえ、「学校施設利用時のルール順守を徹底します」といった趣旨の記載を追記するべき。</p>	1	<p>この項目では学校施設の地域開放について、利用者の利便性を高めるためのシステム導入等を推進することに言及しているものであり、お示し頂いた事例をもって直ちに、「学校施設利用時のルール順守を徹底します」といった趣旨の記載を追記することは適切でないと考えます。</p>
47	<p>4-3(3) (仮称)エリアデザインによるまちづくり(p70)</p> <p>○エリア一体のまちづくり（エリアデザイン）ガイドラインを定めた事例として、「王子駅周辺まちづくりランドデザイン」「王子駅周辺まちづくりガイドライン」があるが、その策定過程に近隣住民の参画の場がなかったのは遺憾である（なお王子については、エリアデザイン策定後の今、参画の場が確保されている）。</p> <p>今後はエリアデザイン策定段階から、まちづくり推進課等が調整役となって、ワークショップ等による区民意見を反映させる必要がある。</p>	1	<p>公民連携のまちづくりを一層推進するため、区では主要駅周辺の大規模な開発によるまちづくりを進めるとともに、それ以外の地区ではエリアの中核となりうる大規模公共公益施設の整備・更新、土地利用転換等の機会を捉え、地域特性に応じた多様な主体との連携による魅力あるまちづくりを推進していきます。</p> <p>この取組を全庁的なものとするため、令和6年度に「(仮称)エリアデザイン導入ガイドライン」を作成し、区としての取組みの範としたいと考えています。ご意見につきましては、ガイドライン作成の中で十分留意してまいります。</p>

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
48	法改正があっても区分所有型集合住宅の建替は非常に困難で将来的スラム化が避け難いので条例で建設を制限や禁止をするべきだ。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	区分所有型の集合住宅については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンション管理適正化推進計画を策定し、当該集合住宅に対して適正な管理を促していくとともに、マンションの適正な管理にむけた事業の実施、周知を図っていきます。なお、建設を規制する条例を制定することについては考えておりません。 【基本計画 2024（案）と同回答】

その他

No	意見（要旨）	件数	区の考え方
49	昨今の郵便配達変更事情も考慮に入れ、国、都、条例開始直後頃の北区の様に必着ではなく消印有効に改めるべきだ。	1	みなさまからのご意見に対し、漏れなく回答するには、集計日を確定させる必要があるため、今回のパブリックコメントは消印有効ではなく必着といたしました。
50	豊島区のようにセーフコミュニティの認証取得をし、安心・安全なまちの実現を。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。 【基本計画 2024（案）と同回答】
51	北区経営改革プラン 2024（案）、北区基本計画 2024（案）・北区中期計画（案）令和 6 年度～8 年度は密接で重なっている部分も多いのだから、そちらに出されたパブリックコメントも本（案）に対するパブリックコメントとして取り入れるべきである 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	それぞれの計画に寄せられたご意見でも、他の計画に関連すると思われる事案については、情報を共有したうえで回答を作成しております。 【基本計画 2024（案）と同回答】
52	事務・事業の見直し評価では担当課による一方的主張ではなく、反対者の意見も取上げ、第三者組織による公平な審議で行うべきだ。	1	事務事業評価については、広く区民の皆様に事業の評価内容を明らかにするために、各図書館や地域振興室及び北区ホームページ等で公開しております。事務事業評価についてのパブリックコメント及び第三者評価については、実施している他自治体の実施方法や課題について、研究してまいります。
53	現在計画されている十条駅付近高架化では傾斜高度が急で、災害等非常時に荷物者を走らせられず、レジリエンス、余剰性の面から問題があるので、見直しを。	1	十条駅付近連続立体交差事業の構造形式については、事業主体である東京都が、事業的条件・計画的条件・地形的条件を総合的に判断して決定しています。いただいたご意見は、事業者である東京都にお伝えしてまいります。

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
54	無電柱化よりも電柱を活用した太陽光パネル付日除け屋根の設置で日影の提供を	1	無電柱化については、過去の震災や大型台風において電柱の倒壊による道路閉塞等で避難や救急活動に支障が生じる事態が起きていることから、区では「北区無電柱化推進計画」に基づいて事業を推進しております。 電柱を活用した太陽光パネル付き日除け屋根の設置につきましては、今後の参考とさせていただきます。
55	住民から見れば十分大規模な事業でありながら、都の環境アセスメントからはもれる規模の事業を対象とした北区独自の環境アセスメント条例の制定を求む。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	区では、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に定められた環境アセスメント手続の趣旨に基づいたうえで、運用しております。 区内が環境に影響を及ぼすと予想される地域に含まれる事業については、北区環境審議会での諮問、北区議会への議事・報告等を経たうえで、環境保全の見地から区長意見を提出し、対応させていただいており、区独自の環境アセスメント条例を制定することは考えておりません。 【基本計画 2024（案）と同回答】
56	街路樹等の樹冠を大きくして夏の日照対策、延焼しゃ断効果による防災対策にするため樹形を決めて計画的剪定を行うべきだ。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	夏期及び冬季の剪定は、伸びすぎた枝を整え、また、台風での枝折れを防ぐ、交通障害対策等、街路樹を管理する上で必要な作業として行っています。新植等する場合は、引き続き、車道・歩道幅員等状況に合わせた樹冠をつくる街路樹を適切に植えるようにします。 【基本計画 2024（案）と同回答】
57	骸骨剪定はやめるべきだ。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	【基本計画 2024（案）と同回答】
58	区民が気軽に簡単に参加できるきっかけをたくさん提供する事で、市民活動が活発になり、各活動団体が活性化することで、地域社会が活性化し、区全体が活性化する。 【基本計画 2024（案）に同意見あり】	1	地域コミュニティの活性化を図るためには、その活動への参加のきっかけづくりや活動への支援が求められております。今後は、多様なツールを活用し、活動の場や機会の提供を推進してまいります。また、市民活動団体同士が連携するためのコーディネートを行う NPO・ボランティアぷらざのさらなる機能強化を検討してまいります。 【基本計画 2024（案）と同回答】

No	意見（要旨）	件数	区の方考え方
59	<p>十条駅付近連続立体化は、もう少し北よりから地下にもぐれば全ての踏切の完全除却が可能で、地下化で出る建設土を使って中十条4丁目と十条仲原3丁目、4丁目や十条台1丁目と2丁目間に人工地盤を造る様、埋たて土として処理すれば処分費用が減り、両地域の分断も解消、防災にも役立つ。（高架化は見直すべきだ。）</p> <p>【基本計画 2024（案）に同意見あり】</p>	1	<p>十条駅付近連続立体交差事業の構造形式については、事業主体である東京都が、事業的条件・計画的条件・地形的条件を総合的に判断して決定しています。</p> <p>いただいたご意見は、事業者である東京都にお伝えしてまいります。</p> <p>【基本計画 2024（案）と同回答】</p>

以下につきましては、ご意見の主旨から、「北区経営改革プラン 2024（案）」に関連したものではないため、個別事業等に関わる参考意見として承り、情報共有させていただきます。

No	意見（要旨）	件数
60	事業者、周辺住民双方が納得できる中立的第3者の組織により、代替案、比較案の評価や、予測手法等の妥当性・客観性を担保する様な制度を新設すべきだ	1
61	区民参画の代表的な手段となっているパブリックコメントは、現在のやり方では、これまでに修正された事例を見ればわかる様に文章校正程度で区民意見を反映させようというものになっていない。出された意見、意見の角度から、改めて審議会で審議する様に改革すべきだ	1
62	SDGsウォッシュ、グリーンウォッシュとならない様、区自身の行動はもちろん、アドバイス先の企業も使えるチェックポイントリストを作成すべきだ。	1
63	シェリー・アーンスタインの「住民参加のはしご」の上段を目指し、施策を求める。	1
64	建設業界でも鉄骨やRC造は建てる時と壊す時のCO2排出量が木造より多い事が問題となっている。	1
65	区が行っている開発優先的まちづくりに抗議する意味でふるさと納税を行っている人も少なくない。	1
66	国土交通省が道路地下に整備したトンネルを走る自動運転カートや中央分離帯に設置したベルトコンベヤーで荷物を運ぶ「自動物流道路」の10年後実現に動き出し、また空飛ぶ車の実用化も目前となっている事などを考慮に入れた道路の大胆な見直しを行うべきだ。	1
67	設計主義的ビジョンに基づく都市経営は、保守主義の祖であるエドモンド・バークの言う本来の姿から乖離したもので自由や権利を守り、秩序ある改革を行うべきである。	1
68	人はまちがえやすく不完全な存在であるという前提に立ち、いつでもどんな事業でも柔軟、大胆な見直しを行ない、都事業に対しても提言をしていくべきである。	1